

令和4年 第2回

木古内町議会臨時会会議録

令和4年 4月19日 開会

令和4年 4月19日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（令和4年 4月19日）	
議事日程	2
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 行政報告	3
日程第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	7
日程第 5 議案第3号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	9
日程第 6 議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算（第1号）	9
日程第 7 議案第4号 木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
日程第 8 議案第2号 令和4年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）	11
閉会の宣告	13
会議録署名議員の署名	14

令和4年 4月19日(火) 第1号

- 開会日時 令和4年 4月19日(火曜日) 午前10時00分
○ 閉会日時 令和4年 4月19日(火曜日) 午前10時50分

・出席議員(10名)

1番 平野武志	6番 新井田昭男
2番 手塚昌宏	7番 相澤巧
3番 東出洋一	8番 廣瀬雅一
4番 吉田裕幸	副議長 9番 竹田努
5番 安齋彰	議長 10番 又地信也

・欠席議員(なし)

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
教育長	野村広章
病院事業管理者	小澤正則
総務課長	幅崎英樹
税務課長	加藤隆一
会計管理者	加藤隆一
町民課長	阿部輔
保健福祉課長	吉田宏
まちづくり未来課長	田畠裕
産業経済課長	中山啓
建設水道課長	構口学
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
生涯学習課長	西山二
給食センター長	西山二
代表監査委員	柿崎重朋

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	片桐一路
議事担当主査	福田伸一

令和4年 第2回 木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 令和4年4月19日（火）

午前10時00分開議

日程 番号	議件番号	議件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		行政報告
4	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて
5	議案 第3号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
6	議案 第1号	令和4年度木古内町一般会計補正予算（第1号）
7	議案 第4号	木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
8	議案 第2号	令和4年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

令和4年第2回臨時会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議件名	議決月日	議決結果
議案第1号	令和4年度木古内町一般会計補正予算(第1号)	4.4.19	原案可決
議案第2号	令和4年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)	4.4.19	原案可決
議案第3号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	4.4.19	原案可決
議案第4号	木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	4.4.19	原案可決
承認第1号	専決処分の承認を求めるについて	4.4.19	原案承認

(午前10時00分 開会)

開会・開議の宣告

○議長(又地信也君) 定刻になりましたので、ただいまから、令和4年第2回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

2番 手塚昌宏君、3番 東出洋一君。以上、2名を指名いたします。

会期の決定

○議長(又地信也君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今、臨時会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

行政報告

○議長(又地信也君) 日程第3 行政報告。

町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長(鈴木慎也君) 議員の皆様、おはようございます。

本日は、時節柄大変お忙しい中、誠にありがとうございます。

私から、職員の懲戒処分につきまして、行政報告をさせていただきます。

1. 職員の懲戒処分についてでございます。

このたび、町国保病院に勤務する50代の職員が、公金の取り扱いにおいて、不適正な処理を行っていたことが発覚いたしました。

本年3月下旬から、当該職員への事情聴取、関係者からの証言及び事実内容の調査を行ったところ、不適正な経理を非違行為が確認されたことを重く受け止め、当該職員を4月12日付けで懲戒免職処分といたしました。

不適正な経理が行われていた期間でございますが、令和元年の9月から令和4年の3月までの2年7か月間で、被害相当額につきましては、約74万円と確認をしております。

なお、被害相当額については当該職員から全額弁済の意向が確認されているために、刑事告訴はしない方針でございます。

このような、町民の信頼を裏切る事態となってしまったことを深くお詫びを申し上げます。

再発防止策を講じるほか、全職員に対し公金を扱う公務員としての自覚を再認識させ、二度とこのようなことが起こらないよう努めてまいります。

○議長(又地信也君) 町長より行政報告がありましたら、質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 新井田でございます。

いま大変ちょっと行政報告の中で、不本意ながら大変ちょっと憤りを感じる部分の説明がございました。

先般、議員懇談会の中で事前の説明をいただいております。その中で、各委員ともいろんな思い、今後の対策等々をお話させていただきました。確認ということで、再発防止に関してはいろいろご説明いただきました。今後の対応としては、その辺のことを含めながら、再発防止にもう万全なる体制で努めていただきたいとまずこれを申し上げて、私の希望とさせていただきますので、その辺を強くちょっと申し入れをさせていただいて、質問じゃないですけれども希望とさせていただきますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) いま町長から行政報告を受けましたけれども、同僚議員も言っていたように、15日の議員懇談会の中で、縷々細かい部分は報告されています。その中で、議会側からこの再発防止策、このことについてはきちんとやはりペーパー等で示してくれっていうお願いをしていたんですよね。きょうは、行政報告だけしか添付されていません。ですから、言葉では「二度とこのようなことが起こらないようにします」って言っているけれども、これ事あるごとにこういう文言が出てくるんですよ。私は、どこをどう具体的に改革なり、改善をしたっていうことがなければ、また同じようなことが出てくるこういう心配をしているんですよ。なぜ具体的な部分、いま一般会計の予算が約42億、病院の事業会計が26億っていう一般会計の半分以上のお金を扱う企業っていうかそういう施設なんですよね。そういうことを考えれば、単なる不祥事があったからきょうの内示出ていたように、人事、配置換えをしたって。それで改善されるものでは私はないと思うんですよね。ですから、こういう多額の公金を扱うポジションについては、かつては病院職場に事務局長のほかに事務局次長っていう管理職のサブポストを配置してやったことも2・3回ちょっと繰り返していたんですけども、それは止めたのは財政の健全化とかいろんな要素の中で、またもとに戻したってい

うそういう一つの流れがあるんですよ。ですからやはり、多くの目をチェック機能を持たせるっていう意味では、私はやはり次長ポストを新設をして、再発防止に努めるんだっていうそのくらいの違いが必要なのかなっていうふうに思うんですよ。

それともう一つは、もし今回の部分で住民監査請求等が出た場合にどうするんだっていう心配があるんです。私は、やはり3月の末から副町長と総務課長二人で、この内部調査を行った。そして、5年間遡って調査をした上で、2年7か月あまりの不祥事の実態が明らかになつたって。やはりこの際きちんと再発防止をする意味も含めて、やはり第三委員会って言いますかそういう組織の中で再チェックをするだとか、やはりなんか新しいことをしなければ私はまた同じようなことが何年か後に繰り返されるのかなっていうそういう心配もするんですね。町長、本当に何て言いますか再発防止のことについては、やはり立て替えは認めないととか、そして現金の最後のチェックについても必ず複数の職員が立会をする上で、きちんとやはり管理をするだとか具体的なものも出てこないと私達は15日の懇談会でも多くの委員からいろんな声が出ていたんですよ。やはり議会がいくら求めても行政側がきちんとしたものを示してもらわないと「そうですか」ってわけにいかないような気がするんですね。

その辺については町長、どうですか。やはりもう一度この部分を振り返って、防止策を含めた部分を再考するっていう考えはないですか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 竹田議員のお尋ねでございますが、再発防止策について、二度とこのようなことを絶対に起こさないんだとそういった強い気持ちを持って、私も取り組まなきゃいけないと。これは私だけが取り組むだけじゃなくて、職員とともにこれは絶対に二度とあってはならないと思っています。

そのためにまず防止策としまして、4点ほどお示しをさせていただいておりますが、まず一つが全職員の訓示。これは、本日臨時会が終わった直後、職員を集めて私のほうから訓示を行います。そして、次に法令遵守、特に公金を扱う公務員としての自覚の周知徹底を行いたいと思っております。そして次に、懲戒処分の公表、これは町のホームページも含めて、町内外にしっかりと町として公表するということあります。

そして、いま竹田議員がおっしゃっていた具体的な再発防止策という部分では今回、特に備品購入時の事務手続き等の見直しというものが極めて重要であるということは、わかつたわけであります。その中でも担当部局からの備品の要求書の整備、そして購入前の合議体制、この合議体制の見直しというのもしっかりとしなきゃいけないと思っております。

竹田議員がおっしゃったようにチェック機能の強化、チェック機能の目を増やすとそういったものも私は、できる限りのやはりチェック体制は必要だと思っているんですが、今回こういったものも改めて原因の究明、どういった原因で起つたかというものをこのあと新しくまた事務局長が代わりますので、新体制のもとに原因究明をして、私達としても病院しっかりと協議を重ねて、再発防止策についてしっかりとやっていきたいとそのように思っております。

また今回、このように本当に町民の皆様に対して、心から申し訳ないとそのように思うわけでありますし、私自身も反省すべき点があります。令和元年の9月から2年7か月ということですけれども、私の就任前から不適正な処理があったわけですけれども、就任してすぐにこれに気づけなかった。そういう部分では、私の不徳のいたすところであり、私の監督不

行届でありますので、改めて全て私の責任であります。議員の皆様と町民の皆様に心からのお詫びを申し上げたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長(又地信也君) ほかに。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 町長、言葉だけの改善、訓示をするだとか公金の扱いとかこんなのはもう私は常識だと思っています。ただ、町長が最後に言った原因究明、本当にそういう気持ちあるのであれば、第三委員会を設置をしてこの原因の究明にやはり努めるべきではないのかなっていうふうに思うんですよね。例えばチェック機能にしても複数でって言うけれども、やはり例えば事務局長のほかは主査なり担当係、そこと例えば決裁だとそういう部分であれしてもきちんとやはりそこでチェックできると私は思わないんですよ。やはりきちんと責任のあるポストをもう一つ設けてチェックをするだとか、経理の専門職を入れるだとか、なんかやはり対策案があるんじゃないのかなって。何が良いっていうのは私はいまここではわかりませんけれども、やはりそういう部分を踏むことによって、今までとは違うよっていうことを示さなければ私は同じ繰り返しをさせたくないんですよ。ですから町長、やはり思い切って複数の管理者を配置する中で、チェック機能を評価するんだっていうそういう心構えっていうかそれはないですか。

○議長(又地信也君) 竹田議員に申し上げます。

本来は、行政報告には質疑は馴染まないんだけれども、過日の議員懇談会の中で話したとおり、議会側のほうから再発防止策あるいは改善策を議会のほうにどんな改善策等々をとるのかということは、議会から申し入れてありますので、後日その返事がくると思われます。

その返事がきた時には、議会としてもその返事がきた中で、いろいろ行政から出されてきたものに対しての全員協議会なりを開いて、議論をしたいとそんなふうに思っております。

これ以上、たぶん町長のほうから改善策なりあるいはこのたびの事件を反省した中での再発防止なり改善策がまだ整理されていないとそんなふうに私は感じておりますので、後日行政のほうから上がってきた時点で、もう一度議論をしたいなどそんなふうに思っております。

皆さん、どうでしょうかその辺り。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 私はやはり言っているのは、例えばきょう人事の内示しているわけだ。

ということは、スタッフの体制は同じだよっていうことと同じだ。何も改善されていないわけだから、例えば複数の配置がどうこうっていうことばかりでなくて、人事をやるからには当然改善策がこれこれあって、最終的に人事ってなるんじゃないの。改善策はどうでもいいから内示だけを先にしたっていうことなんですか。私はやはり人事で一旦、当の本人だってそういうものがなければ困るんじゃない。私はそういうことを心配しているんですよね。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午前10時19分
再開	午前10時21分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質疑ないですね。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めるについて

○議長(又地信也君) 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程になりました、承認第1号 専決処分の承認を求ることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度木古内町一般会計補正予算（第15号）の専決処分を行い、歳入歳出予算の総額を47億9,572万6,000円とするものです。

議案の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、4,280万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を47億9,572万6,000円とするものです。

主な補正内容は、歳入科目の追加で国からの新型コロナ対策関係の特別交付金と、除排雪費用に対する臨時的な補助金を受け入れるための追加補正です。

補正理由が歳入科目追加によるものであるため、歳入を先に説明いたします。

議案の6ページをお開きください。

9款 地方特例交付金、2項・1目・1節 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 380万4,000円は、固定資産税の課税額について、新型コロナ感染症対策等による軽減制度の適用を受けた場合は、その減額分を国が補填するとしていることから、このたび特別交付金として受け入れるものです。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 土木費補助金、3節 道路維持費補助金 3,900万円は、令和3年度の記録的な大雪の影響が配慮され、国から道路除排雪費用に対する臨時的な補助金が交付されることとなったことによるものです。

次に、歳出を説明をいたします。

議案の7ページをお開きください。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、24節 積立金 4,280万4,000円は、このたびの歳入の追加のための財源調整です。

次に、8ページをお開きください。

8款 土木費、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費の補正につきましては、除雪費用に対する国からの臨時補助金 3,900万円を受け入れたため、一般財源の充当額を減額する財源振替となっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 町長、専決処分は地方自治法の中で法で定められたものですけれども、我々の議会の議員必携等の中では、議会が開催をできないっていうそういう事情の中で、この専決処分っていう。だから、緊急性だとそういうものがある時に私は専決処分っていうこういう扱いをすればいいのかなっていうふうにずっと思ってきたんです。

ことしに入って、2月のこれは臨時会で除雪費の5,000万円あまりを専決しています。今回は、3月25日付けで4,000何百万ってなんかちょっと我々と行政側とのなぜ臨時会が開けない状況だったのかどうなのかっていう部分を含めて。もうとにかく、そして最近この専決が金額が大きいんですよ。ことしに入って2回の専決で、約1億近い専決しているんですよ。議会は専決に上がってくれば、承認行為しかないんですよ。その辺どうですか。例えば今後の専決の扱い含めて、我々いくら法の解釈見たり、議員必携のこの条文を見ても臨時会等開催できないっていう状況ではないだろうっていうふうに思っているんですよね。その辺についてはどうですか、今後の部分含めて。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいまの竹田議員の質問にお答えいたします。

まず、このたびのケースは3月25日付けで専決処分をさせていただいたのは、前日だったと思うんですが国から内示がきまして、実際お金が入ったのも3月の27日か28日だったと思うんですけども、もう年度末で時間がない中でということで、このような事務処理を処分をさせていただいたということでご理解ください。

今後も金額の大小ではないと思います。あくまでも内容だと思いますが、当然しっかりと専決処分を優先するものではなくて、臨時会なりで提案をさせていただいた中で進めてまいりますが、どうしても必要なものにつきましては、このような形で専決処分という形をとらせていただければと思います。以上でございます。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 副町長、年度末で忙しいから例えば臨時会開けないとかって論外だって。そして、歳入が多いからとかそういう安易な気持ちで専決しているんじゃない。専決処分ってどういう時にしなきゃいけないかっていうのわかるでしょう。私は、そういうことを言っているんですよ。せっかく専決で上がって承認行為の中で、どうこうって本来であれば議論したくない。その辺ってどうなんですか。いままたこれすんなり認めれば、またぞろ同じこと繰り返すでしょう。また暮れになれば除雪費が足りない、5,000万円くらいならなにも専決でいいわってそうなっちゃうでしょう。私はそういうことは、きちんと改めるべきだっていうふうに思っているんですよ。その辺はどうですか。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 竹田議員の質問にお答えいたします。

このたびは、まず歳入のみでございます。これにつきまして、専決処分させていただいたということで、特にこれが事務処理として処分として間違ったものとも考えておりません。

そして、除排雪費用が多い少ないに関わらず、しっかりと臨時会なりで提案をさせてきていただいているというふうに認識しております。今後もそのような取り扱いで進めてまいりますので、ご理解をください。以上です。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午前10時30分
再開	午前10時32分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議案第3号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 日程第5 議案第3号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び日程第6 議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算(第1号)の2件は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第3号 町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程になりました、議案第3号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、行政報告にて説明させていただきました職員の懲戒処分に伴うもので、管理監督する立場、また町政を担う理事者としての責任の大きさに鑑み、町長の給料については、令和4年4月から5月までの2か月間100分の10に相当する額を、副町長については、4月の1か月間100分の10に相当する額をそれぞれ減額するものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 議案第1号についての詳細説明をお願いいたします。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、議案第1号 令和4年度木古内町一般

会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億7,638万7,000円とするものです。

次に、7ページをお開きください。

14款・1項・1目 職員給与費、2節 給料の減額は、先ほど上程いたしました町長等の給与を減額する条例改正に伴う給与費の減額で、町長につきましては月額の10%、2か月分、14万円、副町長につきましては1か月分、6万円、あわせて20万円の減額補正です。

次に、6ページをお開きください。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 20万円の減額は、歳出の減額に伴う財源調整です。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行います。

最初に、議案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

**議案第4号 木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例制定について**

議案第2号 令和4年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 日程第7 議案第4号 木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び日程第8 議案第2号 令和4年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)の2件は、関連がありますので一括議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程になりました、議案第4号 木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、行政報告及び議案第3号でも説明させていただいたとおり、職員の懲戒処分に伴うもので、病院事業を管理監督する立場である管理者の給料を、令和4年4月の1か月間100分の10に相当する額を減額するものであります。

附則といいたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 議案第2号についての説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 次に、議案第2号 令和4年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出 第2条は、本年度予算第3条に定めた予定額におきまして、収入は第1款 病院事業収益、第3項 特別利益を74万1,000円増額し、総額を13億3,422万円とするものです。

支出は、第1款 病院事業費用、第1項 医業費用から6万円を減額し、総額を14億8,349万6,000円とするものです。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を、給与費の減額に伴い6万円減額し、9億6,177万3,000円に改めるものです。

それでは、収益的支出について説明いたします。

議案の7ページをお開きください。

1款 病院事業費用、1項 医業費用、1目 給与費、節 給料 6万円の減額につきましては、先ほど上程いたしました病院事業管理者の給与を減額する条例改正に伴う給与費の減額で、管理者の月額10%、1か月分の6万円を減額するものです。

次に、収益的収入について説明いたします。

議案の6ページをお開きください。

1款 病院事業収益、3項 特別利益、2目・節 過年度損益修正益 74万1,000円の追加は、行政報告で説明させていただきました、被害相当額に対する弁済金を受け入れるための補正

です。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野です。

このたび弁済金が入るということで、このような予算の補正になったわけですが、これ行政報告の部分にも絡む質問とはなってしまうんですけども、4月15日に行政からの報告を議員懇談会という形で開かれ、詳細を口頭でお聞きし、改善点については先ほど議長が休憩の中でおっしゃったように、今後示されるということでしたが、我々も議員として予算委員会・決算委員会等の特別委員会で内容を精査している以上、今回の被害がどのような中身だったのかということを知り、今後の議会活動につなげていきたいと、チェックをする部分で。

この74万円の内訳については先日、一部副町長から口頭ではお聞きしましたが、当然メモしきれるものではありませんし、資料という形なのか別の形なのか我々にもう少し詳しく知らせいただけることは可能でしょうか。どうでしょうか。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいまの平野議員の質問にお答えいたします。

被害相当額につきましては、約という表現を使わせていただいております。正確な資料等につきましては、今後、原因究明の場面、そしてそれらの対応・対策等議員の皆様方にペーパー等でお知らせいたしますので、その際にも整理したものをあわせてお知らせできる範囲で皆様方にお示ししたいと考えておりますので、ご承知おきください。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第4号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 令和4年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

暫時、休憩をいたします。

休憩	午前10時46分
再開	午前10時49分

閉　　会　　の　　宣　　告

○議長（又地信也君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、これで会議を閉じます。

令和4年第2回木古内町臨時会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労様でした。

（ 午前10時50分　閉会 ）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 4月19日

木古内町議会議長 又地信也

署名議員 手塚昌宏

署名議員 東出洋一